

PRESS RELEASE

PRESS RELEASE

2007年10月19日

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

温暖化防止情報公開訴訟 大阪高裁不当判決！

住友金属工業、神戸製鋼、カネカ、花王のエネルギー使用等の定期報告情報の開示を認めず。地球温暖化防止への司法の役割を放棄。

- 本日、大阪高裁は、住友金属工業などの2003年度省エネ法定報告情報の非開示処分を取り消し、開示を命じた大阪地裁判決を取り消し、気候ネットワークの開示請求を棄却した。情報公開法の趣旨・制度の根幹を揺るがす不当判決であり、直ちに上告する。

- 情報公開法は、行政庁が保有する情報につき、非開示事由が認められる場合以外は原則公開とする法律である。2001年に施行されて以来、司法は同法の適正な運用を通して、国民の知る権利に応じてきた。本件定期報告情報の開示を命じた東京地裁及び名古屋地裁も、本日の原審である大阪地裁判決と同様に、情報公開法の趣旨にてらし、非開示決定をなすには情報公開法による非開示事由とされる当該事業所の競争上の地位を害する蓋然性が必要であり、その主張立証責任は国にあること、本件においてその蓋然性があるとはいえないとして、経済産業省の非開示決定処分を取り消し、全面開示を命じている（2006年10月5日名古屋地裁判決、2007年1月30日大阪地裁、2007年9月28日東京地裁）

しかるに、本日の大阪高裁判決は、行政機関の長が、当該法人が開示に反対している場合に、一般的類型的に競争上の地位等を害するおそれがあると判断した場合は、それが裁量権を逸脱又は濫用したものと認められない限り、その判断は違法とならないとして非開示決定処分を追認したもので、事実上、開示・非開示の判断を当該事業所の判断に委ねるに等しい判断をして、公開請求を棄却したものである。

しかも、二酸化炭素など温室効果ガスは、直ちに人の生命・健康・生活・財産に直接、具体的危険を及ぼすものとはいえないとして、企業の自主的取り組みで足りるとし、情報公開法第5条2号但し書にも該当しないとしている点は、地球温暖化の危険が既に現実のものとなり、人の生命、健康を脅かしていることを無視した（2007年4月米国最高裁判決も人の生命・健康への危害であることを認めている）ものである。

- ゴア米国前副大統領と IPCC が今年のノーベル平和賞を受賞したことにも現れているように、地球温暖化問題は今日の国際社会の最大の課題となっている。地球温暖化の進行は加速的で、既に深刻な被害を世界の各地にもたらしている。今後、2℃

程度の気温上昇にとどめるためには、10～15年の間に世界の排出のピークを迎え、2050年には現状から半減しなければならない。そのために、EU、米国、日本など先進国はより大幅の削減が不可避である。EUだけでなく米国でも、大規模排出事業所のキャップ・アンド・トレード型国内排出量取引制度は実行段階に入ろうとしている。

しかし、わが国の温室効果ガスは2005年度で7.8%も排出が増加しており、京都議定書第1約束期間の目標達成が極めて危うい状況にある。しかも、政府は2013年以降の削減目標を示せていない。事業所ごとのCO₂排出量及び燃料や電気の使用量についての本件定期報告情報は、各事業所の排出実態と削減ポテンシャル、対策効果を明らかにする温暖化政策の審議に不可欠の情報である。しかしながら、経済産業省と経団連、本件訴訟の対象企業などが排出枠を設けた国内排出量取引などの経済的仕組みの導入に強く反対し続け、本件定期情報の開示も拒否しているためである。

本件定期報告情報については、既に、92%の事業所は情報公開の意義を認め、開示している。しかるに、神戸製鋼加古川製鉄所などは省エネルギーセンターの優秀事例への応募においては燃料使用量を開示しながら、本件訴訟では競争上不利を受けると主張し、経済産業省はその意向そのままに非開示決定処分を行ってきた。本判決は、こうした経済産業省の対応を鵜呑みにし、無批判に追認するものであり、わが国のとるべき地球温暖化対策について、司法の果たすべき役割を放棄したものとわざるをえない。

情報公開法の解釈運用においても地球温暖化問題への国内外の取組みにおいても、時代に逆行する判決であり、直ちに上告する。

問合せ：浅岡法律事務所 TEL：075-211-2774（携帯 090-2114-4551）

気候ネットワーク 東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F

TEL：03-3263-9210、FAX：03-3263-9463

資料1 経済産業局別の追加開示事業所数

	対象事業所総数	当初非開示事業所数	追加開示事業所数	うち訴訟対象事業所
北海道	138	18	11	1
東北	327	49	19	0
関東	2007	240	116	4
中部	727	106	47	5
近畿	863	135	53	3
中国	392	88	41	0
四国	154	30	13	1
九州	401	84	38	3
沖縄	24	3	2	0
合計	5033	753	340	17

資料2 各地裁における訴訟対象事業所

(濃い網掛けは 2006 年 7 月以降に開示に変更されたもの、薄い網掛けは 2006 年 5 月に開示に変更されたもの)

■ 大阪高裁・訴訟対象 4 事業所

× 非開示のまま	(株)カネカ	高砂工業所	兵庫県
× 非開示のまま	花王(株)	和歌山工場	和歌山県
× 非開示のまま	(株)神戸製鋼所	加古川製鉄所	兵庫県
× 非開示のまま	住友金属工業(株)	和歌山製鉄所	和歌山県
○ 開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	和歌山工場	和歌山県
○ 開示へ変更	住友大阪セメント(株)	赤穂工場	兵庫県
○ 開示へ変更	日本ハム(株)	兵庫工場	兵庫県

■ 名古屋地裁・訴訟対象 9 事業所

× 非開示のまま	新日本製鐵(株)	名古屋製鐵所	愛知県
× 非開示のまま	東ソー(株)	四日市事業所	三重県
× 非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所川尻工場	三重県
× 非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所四日市工場	三重県
○ 開示へ変更	出光興産(株)	愛知製油所	愛知県
○ 開示へ変更	昭和四日市石油(株)	四日市製油所	三重県
○ 開示へ変更	横浜ゴム(株)	新城工場	愛知県
○ 開示へ変更	横浜ゴム(株)	三重工場	三重県
○ 開示へ変更	明治乳業(株)	愛知工場	愛知県

■東京地裁・訴訟対象 12 事業所

×非開示のまま	新日本製鐵(株)	君津製鐵所	千葉県
×非開示のまま	JFEスチール(株)	西日本製鐵所(福山地区)	広島県
×非開示のまま	東ソー(株)	南陽事業所	山口県
○開示へ変更	昭和電工(株)	大分工場	大分県
○開示へ変更	旭化成せんい(株)	レオナ繊維長浜工場	宮崎県
○開示へ変更	三菱化学(株)	鹿島事業所	茨城県
○開示へ変更	太平洋セメント(株)	上磯工場	北海道
○開示へ変更	三菱マテリアル(株)	九州工場	福岡県
○開示へ変更	大王製紙(株)	三島工場	愛媛県
○開示へ変更	新日本石油精製(株)	根岸製油所	神奈川県
○開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	川崎工場	神奈川県
○開示へ変更	日産自動車(株)	追浜工場	神奈川県

参考 省エネ法の定期報告書の様式

電気

燃料等

様式第5 (第10条関係)

※受理年月日
※処理年月日

定期報告書

殿

年 月 日

住 所

氏 名 印

エネルギー管理指定工場指定番号

工場の名称

工場の所在地
電話 (- -)

工場に係る事業

作成責任者名

作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号

エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表 電気の使用量

電 気 の 使 用 量	単 位	年 度	対前年度比 (%)
(昼間買電)	kWh		
(夜間買電)	kWh		
(上記以外の電気)	kWh		
(合計)	kWh		

第1表 燃料等の使用量及び販売副生燃料等の量

燃 料 等 の 種 類	単 位	使 用 量		販 売 副 生 燃 料 等 の 量	
		年 度	熱 量 GJ	年 度	熱 量 GJ
原 油	kl				
うちコンデンシート (NGL)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
灯油	kl				
軽油	kl				
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t			
	石油系炭化水素ガス	千m ³			
可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t			
	その他可燃性天然ガス	千m ³			
石 炭	原料炭	t			
	一般炭	t			
	無煙炭	t			
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	千m ³				
高炉ガス	千m ³				
転炉ガス	千m ³				
そ の 他 の 燃 料 等	都市ガス	千m ³			
	蒸気	GJ			
	温水	GJ			
	冷水	GJ			
()	()				
合 計	GJ				
原油換算	kl				
対前年度比 (%)					